

令和6年度 障害者虐待防止に係る取組 (中間報告)

令和6年度 第2回松戸市虐待防止連携推進会議

令和7年2月5日(水)

障害福祉課

1. ネットワーク活動報告(11月末現在)

◎広報啓発

・パンフレット等の配布

(講演会、研修会、パートナー講座、イベント、基幹相談支援センター窓口、
商工会議所 等)

- (1) パンフレット 障害者を虐待から守りましょう
- (2) 障害のある人への差別をなくそう
- (3) 合理的配慮の義務化 / 使用者虐待について
- (4) 誰もが笑顔で暮らせるまち
- (5) パートナー講座(出前)を活用してみませんか

・市職員向け、従事者向け研修会、市民向け講演会の開催

・市ホームページの更新

・松戸市SNSの活用

・パートナー講座の実施

・権利擁護マニュアル(就労編、児童編、通所編、入所編、差別編)の配布

など

◎研修会開催状況

日時	講師	内容	対象者	参加者数
5月17日	障害福祉課職員	パートナー講座 障害者の権利擁護について	H共同生活援助事業所	会場14名
9月5日	佐久間法律事務所 弁護士 佐久間 水月 氏	障害福祉課・基幹相談 支援センター合同勉強 会	障害福祉課CW 基幹相談支援セン ター職員	zoom18名
10月25日	千葉県松戸健康福祉 センター 広域専門指導員 小林 宣夫 氏	松戸市役所職員向け障 害者差別解消法研修会	松戸市職員	会場181名 書面43名
11月15日	①社会福祉法人 聖 心会 理事長 星野 進 氏 ②社会福祉法人 松 の実会 笠木 崇 氏	障害者虐待防止・差別 解消従事者向け研修会	障害福祉サービ ス事業者	会場21名 zoom95名

◎研修会開催状況

日時	講師	内容	対象者	参加者数
10月11日	障害福祉課職員	パートナー講座 障害者の権利擁護について	東部地区民生委員 児童委員協議会	会場29名
11月17日	障害福祉課職員	パートナー講座 障害者の権利擁護について	Kシニアクラブ	会場25名
11月20日	障害福祉課職員	パートナー講座 障害者の権利擁護について	〇就労継続支援B型 事業所	会場4名

◎会議開催状況

日時	タイトル	内容	メンバー
5月24日	障害者虐待防止ネットワーク担当者会議	<ul style="list-style-type: none">・ネットワークについて・市民向け講演会について(報告)・虐待事例初動、終結報告・差別事例初動報告 等	担当者会議委員
7月22日	障害者虐待防止ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度事業報告・令和6年度事業計画・令和5年度以降の虐待防止条例に係る取組 等	全体会委員
7月26日	障害者虐待防止ネットワーク担当者会議	<ul style="list-style-type: none">・全体会の報告・従事者向け研修会、市民向け講演会について・市職員向け差別解消法について・権利擁護マニュアル改訂に伴うアンケート調査について・虐待事例初動、終結報告 等	担当者会議委員

◎会議開催状況

日時	タイトル	内容	メンバー
9月27日	障害者虐待防止ネットワーク担当者会議	<ul style="list-style-type: none">・合同勉強会の報告・虐待事例初動、終結報告・差別事例初動、終結報告 等	担当者会議委員 ※視察対応
11月22日	障害者虐待防止ネットワーク担当者会議	<ul style="list-style-type: none">・従事者向け研修会、市民向け講演会について・職員向け研修会(報告)・虐待事例初動、終結報告・差別事例初動、終結報告 等	担当者会議委員

日時	タイトル	内容	メンバー
毎月	コア会議前の定例会議	<ul style="list-style-type: none">・担当ケースの情報共有・コア会議に諮るケースの確認・権利擁護事業の打合せ 等	障害福祉課 権利擁護担当職員
毎月	コア会議	虐待の認定、終結の判断、継続ケースの検討 等	コア会議メンバー

2.虐待発生事例の支援について

◎虐待発生事例の傾向(養護者による虐待について)

「障害者虐待防止ネットワーク 令和5年度事業報告書(通報受理状況 令和元年度～令和5年度)より」

- (1)通報者:毎年警察通報が最も多く、近年は4割以上を占める。町会自治会、民生委員、地域住民等の地域からの通報は3%ほど
- (2)虐待認定の類型:身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待。
- (3)被虐待者の障害種別:精神障害の人が多い。
- (4)虐待者の続柄:毎年両親が4割以上を占める。40歳～64歳。
- (5)発生要因:親子喧嘩及び夫婦喧嘩(※飲酒が起因になることも多い)が非常に多い。なお緊急性は低い。また、虐待者に虐待の認識がない事案も多い。

◎複数事例からみた予防・早期発見のポイント

近年の傾向として、精神障害のある本人と両親がトラブルになり身体的・心理的虐待を受けて警察通報に繋がっている事案が多く、また相談者では地域住民からの通報が少なく、地域で見守るための目を醸成していく必要性がある。



(1)「予防」のためには「親に対する障害理解の促進」

- ・障害の特性や障害者虐待及び障害者差別についての周知。
- ・家庭内で抱え込まず、困ったら相談できるように基幹相談支援センターの周知。

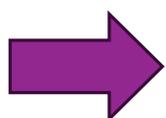
(2)「早期発見」のためには「地域で障害者虐待・障害者差別を正しく理解している方を増やす」

- ・町会自治会、民生委員等に対してパートナー講座の実施。

◎支援を行う上での課題

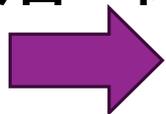
(1)支援者のスキルアップの必要性

離婚、DV、債務整理、依存症等が絡む事案については、支援が膠着化して進展しないことがある。支援者がこれらに対して知識を増やし、適切な機関につなぐことや適切な助言ができるようになる必要がある。



- ・障害福祉課権利擁護担当職員及び基幹相談支援センター職員合同で外部講師を招き、勉強会を実施する。
- ・3課合同で実施する虐待防止条例虐待対応職員合同勉強会への参加。

(2)支援者の介入を拒否するまたは養護者への接触を拒む事案への対応 障害者が自ら警察通報をするなど1度SOSを発信しても、その後の支援を拒むことや、養護者との関係悪化を危惧し、支援者が養護者へ聞き取りをすることを拒む事案が増加。



- 本人が孤立せず、SOSを発信できるような環境整備を検討する。